

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会
開 催 日 時	令和5年5月25日(木) 開始時刻 15時 30分 終了時刻 17時 00分
開 催 場 所	枚方市役所第3分館 第4会議室
出 席 者	会長：馬場委員 副会長：吉本委員 委員：池田委員、染林委員
欠 席 者	岩田委員
案 件 名	(1) 成果水準書及び募集要項等の確定について（報告） (2) 成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細（案） について (3) 就労支援事業利用者アンケート（案）について (4) 今後のスケジュールについて
提出された資料等の 名 称	・資料1 第2回生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会次第 ・資料2 第2回生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会配席図 ・資料3 成果水準書 ・資料4 募集要項（企画提案書作成要項） ・資料5 企画提案書 ・資料6 生活保護受給者等就労支援事業者選定評価シート ・資料7 成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細（案） ・資料8-① 就労支援事業利用者アンケート（初回用）ご協力のお 願い（案） ・資料8-② 就労支援事業利用者アンケート（中間用）ご協力のお 願い（案） ・資料8-③ 就労支援事業利用者アンケート（終了時用）ご協力のお 願い（案） ・資料8-④ 就労支援事業利用者アンケート（案）の狙い・分析・ 活用について ・資料9 審査会スケジュール（予定）
決 定 事 項	○成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細（案）及び 就労支援事業利用者アンケート（案）について確定。 ○企画提案書（案）について委員の提案を踏まえ修正し、決定 は会長、副会長に一任する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する 非公開情報が含まれる事項について審議するため

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表
傍聴者の数	0人
所管部署（事務局）	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

審 議 内 容	
会長	<p>それでは、第2回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会を開催いたします。</p> <p>本日はご多忙のなか、本審査会にご出席賜りまして誠に有り難うございます。</p> <p>本日の案件は4件となっております。</p> <p>お手元の次第に沿って順次進めてまいりたいと思います。では、本日の委員の出席状況等について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>本日の委員の出席状況についてですが、5名中4名の委員にご出席いただいておりますので、「枚方市附属機関条例第5条3項」の規定に基づき本審査会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本審査会につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議するため、会議は非公開としたことから傍聴人に関しましてはございません。</p> <p>なお、議事録につきましては、審議内容を把握することを目的とし、発言者は無記名で同条例の規定に抵触する部分は非公開を原則として、答申後に公開していくということとなりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料1 第2回生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会 次第</p> <p>資料2 第2回生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会 配席図</p> <p>資料3 「枚方市生活保護受給者等就労支援事業」成果水準書</p> <p>資料4 「枚方市生活保護受給者等就労支援事業」募集要項 (企画提案書作成要項)</p> <p>資料5 企画提案書(枚方市生活保護受給者等就労支援事業)</p> <p>資料6 生活保護受給者等就労支援事業者選定評価シート</p> <p>資料7 成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細(案)</p> <p>資料8 - ① 就労支援事業利用者アンケート(初回用)ご協力の お願い(案)</p> <p>資料8 - ② 就労支援事業利用者アンケート(中間用)ご協力の お願い(案)</p> <p>資料8 - ③ 就労支援事業利用者アンケート(終了時)ご協力の お願い(案)</p>

	<p>資料8 - ④ 就労支援事業利用者アンケート（案）の狙い・分析・活用について</p> <p>資料9 生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会スケジュール（予定）</p> <p>でございます。それぞれお手元でございますでしょうか。</p> <p>それでは、本日もご審議により様々なご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>では、会長、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、案件1「成果水準書及び募集要項等の確定について（報告）」に入りたいと思います。事務局よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1回選定審査会におきまして、ご意見いただきました内容を事務局で修正させていただき、会長、副会長の一任によりご承認いただきましたので</p> <p>「成果水準書及び募集要項等の確定について」ご報告させていただきます。</p> <p>この度は、第1回選定審査会に提出していた資料の内、修正があったものについてあげております。また、資料の修正箇所には網掛けをしております。</p> <p>始めに、資料3「成果水準書」をお手元にご用意ください。選定審査会におきましては特に修正のご意見はなかったのですが、軽微な修正の他、目立った所としまして、8ページ目をご覧ください。※成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細は別途定める旨の追加記載を行いました。また、項目の9留意事項（2）契約の解除において、一文を削除致しました。</p> <p>次に、資料4．資料5．資料6においてご報告いたします。選定審査会でいただいたご意見として、大きく3つのご意見をいただきました。</p> <p>資料4 募集要項の2ページをご覧ください。</p> <p>1つ目に、（1）評価基準の評価項目と 資料5 企画提案書のリンク付けを明確にする。</p> <p>2つ目に、評価項目の1におきまして、事業に取り組む姿勢、及び枚方市や当事業における課題の分析についての企画提案をいただくものでしたが、事業所側が答えにくいのではないかと。</p>

	<p>また、資料6の評価シートの「着眼点、評価内容」について「ネットワーク」の記載について着眼点に入っているのであれば、企画提案書にも入れこむべきである。</p> <p>3つ目に、企画提案書の質問の表現において、「事業者が課題においてどのように考えどのように取り組むのか」を提案するものなので、効果的な提案をしてくださいと言った、正解を書いてくださいという表現でないものが良い。というものでした。</p> <p>これらのご意見をうけまして、評価項目1において①事業目的、事業運営能力についての企画提案とし、②「近年において事業課題と感じて工夫している支援について」に変更を致しました。</p> <p>また企画提案書の質問の表現を、全体的に修正を行いました。他に評価基準の確認事項と資料6の評価シートの「着眼点、評価内容」について合わせる修正を行い、企画提案書に評価内容に関する事項に漏れがないよう修正をし、評価項目とのリンク付けを行いました。</p> <p>その他、誤字等の軽微な修正となっております。</p> <p>以上の修正をいたしまして、会長・副会長にご承認いただき、「成果水準書及び募集要項等」を確定いたしました。</p> <p>これで報告を終わります。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆様質疑等よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>企画提案書の枠のことで分量を増やす場合は枠を増やしてくださいという話が先の「枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会」で出ていました。その程度の追加はできますか。</p>
事務局	<p>企画提案書の文頭のところに、文字を増やす場合は枠を広げても可能という内容を追加いたします。</p>
会長	<p>他はよろしいでしょうか。 (委員同意)</p>

事務局

それでは、案件2「成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細（案）」について入りたいと思います。事務局よろしくお願いいいたします。

それでは、  
案件2「成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細（案）」について  
をご説明させていただきます。

【資料7】と【資料3】をお手元にご用意ください。

【資料7】の規程は、成果連動支払部分の評価を適正に行うために【資料3】成果水準書の7ページをご覧ください。  
こちらの、8支払い条件等（2）成果指標・測定方法の詳細について定めるものです。併せてご覧ください。

第1回目の選定審査会におきましても、何をもって就職の確定とするのか、メンタル不調者の精神科等通院は患者によって通院は様々な為、どのような指標とするものなのかと言ったご質問があり、第2回選定審査会の案件として審議いただく予定になりますとお答え致しました。

それでは、【資料7】

#### 1 成果連動支払要件

成果連動支払については、本事業利用者の内、年度内就労決定者が100人以上であるか、就職決定率（稼働能力不能者除く）が50%以上であるかのいずれかを満たしている場合に支払を決定する。としています。

第1回目の選定審査会におきましてもご説明させていただきましたが、稼働能力不能者を除く就職決定率はR4年度から集計を取っておりまして、R5年3月1日時点で就職決定率は約60%とご説明いたしました。最終3月末現在では66.6%となり十分達成可能な数値となっています。

また、仕事の雇用形態は様々ですが、就労支援事業の目的を鑑みて、年度内就労決定者には、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型は除くものとします。

就労継続支援とは、一般企業への就職が難しい方に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害者福祉サービスで、B型は、非雇用型で最低賃金未満の工賃が支払われるものです。

	<p>続いて、2 成果指標等</p> <p>(1) ～ (4) において、まずは定義の説明をしております。</p> <p>(1) 保護の廃止件数</p> <p>本事業利用者が受注者の就労支援により就職決定し、当該就労収入により最低生活費を上回り保護廃止と決定した世帯件数を言います。また、4 月 1 日付保護廃止の世帯については前年度の成果とするものとします。</p> <p>(2) 就労定着者数</p> <p>本事業利用者が受注者の就労支援により就職決定した者で、市が対象者の給与明細等から、1 カ月収入認定処理を行ったことができた者を就労決定者と言い、就労決定者がそれぞれ 3 カ月及び 6 カ月定着できた就労定着者数を言います。また、その起算月は初回給与等の認定処理月を就労決定月とする。としています。</p> <p>(3) 障害者手帳所持者の就労決定者数</p> <p>①障害者手帳所持者の要件</p> <p>障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳とし、就労開始時点において所持している者とする。とし、</p> <p>②就労決定者数 とは、</p> <p>障害者手帳所持者の要件を満たした本事業利用者が、受注者の就労支援により就職決定した者とし、市が対象者の給与明細等から、1 カ月収入認定処理を行ったことができた就労決定者数とします。</p> <p>(4) メンタル不調者の就労決定者数</p> <p>①メンタル不調者の要件</p> <p>メンタル不調者とは、(3) ①の要件を満たさない場合であって、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の該当者、及び精神科・心療内科医が 6 カ月以上診療を要すると判断した者とする。また、就労開始時点において自立支援医療該当者、及び精神科・心療内科医が医療要否意見書で 6 カ月以上診療を要すると判断した者。とします。</p> <p>②就労決定者数 とは、</p> <p>メンタル不調者の要件を満たした本事業利用者が、受注者の就労支援により就職決定した者とし、市が対象者の給与明細等から、1 カ月収入認定処理を行ったことができた者とする。とします。</p> <p>以上定義付けとしまして、市が客観的に評価確認できるものとしております。この定義を前提としまして、</p> <p>(5) 支払い基準</p> <p>(a) 保護廃止件数 1 世帯あたり 60,000 円</p>
--	---

(b) 就労定着者数 3カ月定着 は、  
市が対象者の給与明細等から、就労開始後4カ月収入認定処理を行ったことができ、4カ月間の総収入額が15万円以上の場合、1人あたり30,000円  
但し、各年度末時点において4カ月収入認定処理であること。とします。

3カ月定着とは、3カ月を超える就労定着であり、生活保護の扶助額の算定を4カ月行うものと解しています。4カ月間の総収入15万円以上とは、1カ月5万円で3カ月間を超えると満たすものです。次の(c)の説明の6行目 ※マークに、「総収入額とは、交通費等経費を含めた総支払額をいう。」とされています。よって、具体的には、1カ月5万円で、大阪府の最低賃金1,023円で割ると1カ月約48.8時間労働。1週間で12.2時間労働となります。非課税交通費を含めての計算なので、約1日4時間で週3日程度の就労で可能というものになります。

(c) 就労定着者数 6カ月定着 は、  
市が対象者の給与明細等から、就労開始後7カ月収入認定処理を行ったことができ、7カ月間の総収入額が30万円以上の場合、1人あたり20,000円  
但し、各年度末時点において7カ月収入認定処理であること。また、(b)において  
15万円未満であっても(c)で30万円以上であれば(b)の30,000円を併せて算定できるものとする。)

6カ月定着とは、6カ月を超える就労定着であり、生活保護の扶助額の算定を7カ月行うものと解しています。7カ月間の総収入30万円以上とは、1カ月5万円で6カ月間を超えると満たすものです。

(d)障害者手帳所持者の就労決定者数 及び(e)メンタル不調者の就労決定者数は、  
1人あたり5,000円で  
但し各年度時点において、市が対象者の給与明細等から、就労開始後1カ月収入認定処理で確認できたものとします。

(6) 要件の重複について

1 (a) 及び (b) 又は (c) 双方の要件を満たす場合



は、1人あたりの上限額を(a)に定める額とする。

- 2 各年度において、支援対象者が、複数回廃止又は就職に至った場合においても、各成果指標の請求は各々1回に限る。とします。

以上の支払い基準で、例えば、年度内にメンタル不調者が就労決定し、年度内に4回当該就労収入認定処理(3カ月定着の確認)ができれば、3万5千円のインセンティブとなり、翌年度に7回当該就労収入認定処理(6カ月定着の確認)ができれば翌年度のインセンティブとして2万、廃止になればさらに1万円が加算されるというものです。

以上の定義と支払い基準を、令和3年度実績に当てはめたところ、令和3年度中に就労決定し、定着3カ月(4回収入認定)定着6カ月(7回収入認定)と保護廃止世帯を算定したところ、年度内に算定評価できた成果支払い額は153万5千円、翌年度に算定評価となった成果支払い額265万5千円となり、基本報酬額の1300万円と合算するといずれも令和5年度の価格競争入札の委託費(1430万円)より上回る、計算となっています。

- 3 事業者提案による成果指標(支払いにつながらないもの)

利用者の行動変容、事業者提案による指標について、事業の目的にあったもので、評価が客観的に示す事ができる指標であること。

事業者提案により達成目標、設定根拠を設定いただきます。(選定審査会の審議を経て市の承認を得たものに限る)とします。

- 4 成果連動支払部分の支払方法等

市は各年度終了後に、成果評価及び成果連動支払額の算出を行い、受託者へ通知する。

通知受領後、受託者は速やかに市へ当該年度分の請求を行うものとします。

※成果連動支払額については年度予算上限を超えての支払いは行わない。

- 5 その他

当規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。とします。

以上で成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細(案)についての説明を終わります。

会長	<p>それでは本件について審議をしていきたいと思います。何かご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>成果指標等の保護の廃止件数について、今回対象者の中に申請中の方が入っているのですが、申請中の方が保護を取り下げた場合は保護の廃止件数にするのですか。</p>
事務局	<p>申請中の方は保護廃止件数の対象者に入りません。</p>
委員	<p>もともとの対象者となる範囲はどうなるのか。試算時の人数的にはどうですか。</p>
事務局	<p>保護の申請から決定まで 14 日以内に保護の開始決定をするものと規定されていますが、申請中に就労支援事業の利用により保護を受けなくなった方が、過去実績ありません。その為、試算時の人数にも入っておりません。対象は保護受給者となります。</p>
委員	<p>資料 3 の中に、生活保護を申請中または受給中のものであつてと記載があるが、申請中の方は対象者に入っていないということですか。</p>
事務局	<p>事業の利用はできます。ただし、成果指標には入っていないということです。</p>
委員	<p>試算した際にインセンティブ部分が 130 万円ということでしたが、100 人以上か 50%以上ということで、就労決定者が 100 名となった場合は、すべてが保護受給中の方ということですか。仮に 100 名決定となった場合は、相当金額が大きいインセンティブとなりますか。</p>
事務局	<p>就職決定だけではインセンティブというものではなく、就労</p>

委員	<p>決定 100 名もしくは、就職決定率 50%を超えて初めて成果支払いされるものです。</p> <p>全体の規模感を把握したいです。先ほどの話だと、インセンティブで計算した場合が 100 万円、200 万円となったとうかがいましたが、今の成果指標でいうと、100 人という数字は高い水準になりますか。</p>
事務局	<p>令和 3 年度実績を元にしますと、就労決定者数は 123 人でしたが、給与明細を持参いただき収入認定できた方は 109 人でした。</p>
委員	<p>それらの方は成果指標には、どこに該当するのでしょうか。</p>
事務局	<p>109 人の内、定着 3 カ月、4 カ月給与収入認定できた方が当該年度 18 名、翌年度で定着された方が、16 名、定着 6 カ月が年度内で 9 名、翌年度で定着された方は 20 名でした。</p> <p>当該年度内で就職され、当該年度内で保護廃止となられた方は 12 世帯。当該年度内で就職決定され、翌年度に廃止となられた方は 4 世帯でした。</p>
委員	<p>そうすると 100 名就職されるとインセンティブの支払いは大きなものとなりますか。</p>
事務局	<p>廃止は 12 世帯でしたので 72 万円となり、当該年度内で 3 カ月定着できた方は 1 人 3 万円になりますから 54 万円となります。直近の就職率としましては、稼働不能者を除いた就職決定率は 66.6%と報告させていただきましたが、稼働不能者を含めた全体の就職決定率は令和 4 年度実績 60.09%となっております。</p>
委員	<p>被保護者で就職が決まった方は書類をきちんと提出されていて、書類が提出されていないため把握できていないという方は</p>

事務局	<p>いらっしゃらないですか。</p> <p>令和3年度の就職決定者数123名について、就職決定とはどのような定義とするのかを定めていませんでしたので、内定段階を就職決定としていたものと解します。その為、結果働いておらず給与明細が提出されなかったと思われます。</p>
委員	<p>実際に始めたときに、書類をきちんと集めたら試算時よりも、インセンティブが想定よりすごく大きくなっているということが起こりえますか。</p>
事務局	<p>届け出義務が被保護者にあるものですので、CWも就職決定したことは就労支援員から連絡を受けており、扶助額の算定をする際に、就労収入の見込認定を行っています。そのため、給与明細等の提出がない場合はCWからも提出については指導しております。</p>
事務局	<p>規模についてですが、123名就労決定していて、インセンティブ付与が58名ということで、156万5千円となります。基本額1300万円を合わせると令和3年度実績を当てはめると1456万5千円となります。事業者が提案することにより、インセンティブがどれぐらい増えるのかという規模をおっしゃっていただいているかと思いますが、予算の範囲内はありますが、出来る限りそれで意欲を高めて、就労決定を増やす目的はあります。</p>
会長	<p>これがベンチマークになります。ベンチマークより改善したかを見るのが成果連動なので、そもそもベンチマークが正しいのかどうか気になります。情報が、きちんととれていないからベンチマークが低くなっていたということが起こっていないか。123名就職したがインセンティブが58名しかいないというので、前提として妥当なのかどうかの確認です。</p> <p>成果連動をする中で正確な情報が分かってくるので、ずれがあるのが悪いのではなく、ずれがある状態でスタートしているのか、正しい情報が把握されている状態でスタートしているのかを確認したかったのです。</p>

<p>会長</p>	<p>他、よろしいでしょうか。  (委員同意)  次に入りたいと思いますが、後程何かご意見ありましたら、  お願いします。  それでは、案件3「就労支援事業利用者アンケート(案)について」事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>案件3「就労支援事業利用者アンケート(案)について」  をご説明させていただきます。</p> <p>資料8 - ①～④をお手元にご準備願います。  アンケートの実施時期は、就労支援事業初回支援終了後と、  1.5カ月後、就労決定時の3回取ります。  8 - ①が(初回用)、8 - ②が(中間用) 8 - ③が(終了時  用)です。  ご協力のお願いにも記載がありますように、アンケートは今後の  就労支援事業の運用及び効果測定のために依頼するもので  す。  アンケートは、QRコードを読み取っていただくとインター  ネット上で回答する事ができます。  インターネットの利用が難しい方には、紙回答で、提出いただ  く事も可能です。  また、各アンケートの設問 Q1 の支援コードにつきましては、  事業利用者毎にコード作成を行うものです。当該コードにより  個人を特定するものではなく、初回・中間・就労決定時に設問  項目がどのように変化したのかを分析するために設け、市が管  理するものとします。</p> <p>それでは、8 - ①(初回用)のアンケートの内容について説明  します。2枚目をご覧ください。併せて8 - ④「アンケートの  狙い・分析・活用」をお手元にご準備ください。まず、設問の  狙いとしまして、  Q2 は離職期間についての設問となっています。離職期間が短  期の方及び長期の方によって、就労支援事業に向けた Q4 以下  の設問に違いが出るかなどの統計データ収集のために設けてい  ます。  Q3 は事業を利用したいと思ったきっかけで、モチベーション  の程度を確認します。(こちら Q2 と Q3 は初回のみ設問項目  です)</p>

	<p>Q4 は、求職活動を行う上で課題に感じることにについて、対象者の課題状況の確認をします。（こちらは、中間アンケート Q6 と共通です）</p> <p>Q5 の「就労支援事業に期待することはなんですか」 Q6 「あれば参加してみたいプログラムを選んでください」については被保護者が就労支援事業に求めているものは何かを確認し、今後の事業運営に反映させるために設けています。</p> <p>（こちらも初回のみ設問項目です）</p> <p>Q7 「いつまでに就職したいと考えているか」と Q8 「直近一カ月で行った求職活動」では行動変容を計るステージの評価に用います。（こちらは、中間アンケートと共通です。後ほどステージの評価についてご説明いたします。）</p> <p>そして、初回及び中間の Q9～Q16 と終了時の Q8～Q15 の設問は共通となっており、各設問の狙いが、初回から比較してどのような変化があったのかを測る項目となっています。各設問の狙いは、</p> <p>Q9 「働きたい気持ちがある」 Q10 「仕事をしている自分やその生活を想像することができる」は、就労イメージが構築できているかを評価します。</p> <p>Q11 「人と関わるのが難しいことだと感じる」 Q12 「自分の意志や気持ちを周りの人に伝える事ができる」は、対人能力の自信の評価とします。</p> <p>Q13 「自分の将来設計や興味分野、能力にあった職業を探す事ができる」</p> <p>Q14 「求職活動を行う上で、書類の作成・送付や電話対応ができる」</p> <p>Q15 「面接で想定される質問に対して、自信を持ち応答することができる」は、求職活動の自信を評価します。</p> <p>最後に Q16 「就職が決まれば継続して働く自信がある」は就労継続の自信を評価する狙いとしています。</p> <p>Q17 就労や就職活動に対して不安な点があれば、と Q18 就労支援事業、就労支援員、ケースワーカーに何か一言あれば、は自由記載としています。</p> <p>次に資料 8 - ②（中間用）の 2 枚目をご覧ください。</p> <p>設問 Q1 は支援コード</p> <p>設問 Q2～Q5 は事業評価となっており、Q2 は支援事業全体に対する満足度</p> <p>Q3 就労支援員の言葉遣い、表情、対応の満足度</p> <p>Q4 就労支援員のアドバイスや支援内容の満足度</p> <p>Q5 支援事業の内容（プログラムの種類や内容）に対する満足</p>
--	---

<p>度をそれぞれ5段階で評価してもらいます。</p> <p>Q6 は初回用の Q4 と設問は共通で、初回から比較して対象者の課題解消を評価します。</p> <p>Q7、Q8 は、初回と共通で、初回から比較しての行動変容ステージの変化をみます。</p> <p>Q9～Q16 も初回と共通で、初回から比較して就労イメージの構築、対人能力の自信、求職活動の自信、就労継続の自信の評価の変化をみます。</p> <p>Q17、Q18 も初回と共通で自由記載となっています。</p> <p>それでは、資料 8 - ③(終了時用)の2枚目をご覧ください。</p> <p>Q1 は支援コード</p> <p>Q2～Q5 は中間と共通の事業評価となっています。</p> <p>Q6 「今後仕事を継続する上で不安なことはなんですか」と</p> <p>Q7 「今後、仕事を継続する上で、必要な支援は何ですか」については、今後の定着支援に対して保護者が就労支援事業に求めているものは何かを確認し、今後の事業運営に反映させるために設けています。(これらは終了時のみの設問項目となります)</p> <p>Q8～Q15 は初回、中間と共通で、初回から比較して評価の変化をみます。</p> <p>Q16 も初回、中間の最後の設問と共通で、自由記載となります。</p> <p>以上が各アンケートの設問項目の狙いになります。</p> <p>次にアンケートの行動変容から分析し、最終6つのステージに支援の必要性を分ける事ができるのではないかと考えています。</p> <p>資料 8 - ④の下程に行動変容のステージのイメージを示しています。</p> <p>無関心期、関心期、準備期、実行期、維持期とありますが、アンケート対象者のステージは、就労支援事業に参加しているという時点で、無関心期から抜け出して関心期に移り、準備期、実行期の間にいると考えられます。</p> <p>資料裏面をご覧ください。 2行動変容評価について</p> <p>1 初回及び中間アンケートの設問 Q7 と Q8 より、以下の4つのセグメントに分類します。</p> <p>資料 8 - ①の2枚目の裏面、を併せてご覧ください。</p> <p>Q7 「いつまでに就労したいと考えていますか」は意欲面で</p>
--

分類します。

資料3の成果水準書5ページ(2)支援計画におきましても、「就労に至るまでの支援計画は概ね3カ月を目安にする」としている事から、選択肢の上から2つ、3カ月以内に就職したい迄を横軸評価の右半分の意欲高めの評価とします。選択肢6カ月以内(具体的には4カ月以上先の就労希望)は左半分の意欲低めの評価に分けます。

Q8の「前1カ月で行った求職活動を選んでください」は、選択肢上から3つ迄が求人検索能力、下から3つが求人応募能力の2種類の内容としており、直近1カ月以内で求人応募を行った。もしくは、上3つの求人検索能力の内2項目以上にチェックがついた場合は、セグメントは上半分の能力高めの評価、それ以外の項目にチェックがついた場合は、能力低めの評価として、4つのグループ(実行期、準備期、関心期1、関心期2)にセグメント化をしようと考えています。

- 2 初回及び中間アンケート設問 Q9~Q16(終了時は、設問 Q8~Q15)の利用者の行動変容については、アンケートの回答をスコア化することにより評価を行うこととしています。

就労イメージ理解・対人能力・求職活動能力・就労定着に関する8つの設問を1項目あたり5点とし、32点以上を実行期、28点以上を準備期、22点以上に関心期Ⅰ、21点以下に関心期Ⅱのセグメントとしています。

- 3 前記1・2のセグメントを組み合わせ、6段階のステージに分けて評価を行います。

そのため、実際に求職活動が行われている場合でも、就労イメージの構築や対人能力の自信が低い場合等は、ステージが低くなります。

このように、初回・中間・終了時で同様の項目のアンケート収集を行うことで、就労支援事業へ参加することによって、就労時期を定めて行動を起こし、意欲喚起・対人面の不安解消や具体的な求職活動サポートを受けることで行動変容が行われたかどうかの分析を行うこととしています。

- 4 活用

アンケートの活用は、受注事業者の評価をするものではなく、当事業をより良くするために、半年ごとに分析し、事業者と共有し事業全体を振り返り、事業改善の情報の1つとするものです。

これで、「就労支援事業利用者アンケート(案)について」につ



会長	<p>いて説明を終わります。</p> <p>ありがとうございます。それでは本件につきまして審議を図りたいと思いますが、ご質問等ございますでしょうか。</p>
会長	<p>このアンケートは市が主体となって実施するものですか。過去にも実施していますか。</p>
事務局	<p>令和4年1月から9月に事業を利用開始した方に対して実施させていただいています。その時のアンケート項目と今回の項目は分析しやすいように一部変更しております。前回のアンケートは気持ち面の項目が多かったですが、今回はできるようになった能力面についての項目を増やしています。</p>
会長	<p>通常就労支援の事業だと、こういうのも事業者側が用意し、事業者側が変容を把握してということを含めて委託に出すことも多いです。事業趣旨で考えればよいが事業者もどう行動や考え方が変わってきたかを把握しないといけないので、それが重複しないような形でやる必要があるかと思います。</p>
会長	<p>中間と終了時というのは、半年毎にやるのが中間ということですか。</p>
事務局	<p>初回が、初回の就労支援を受けた後に実施するもので、そこから1.5か月後を中間としています。基本の就労支援計画が3か月にしているので、1.5か月としています。</p> <p>終了時は就労が決定したときとしています。</p>
会長	<p>終了時もアンケート項目が変わりませんが書類作成、面接、就職後の継続という項目があります。職が決まったということは、これらの項目ができている状態のように思いますが、確認の意味に聞いているのでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>

<p>会長</p>	<p>同じ項目をタイミングで聞いていくのは行動がどう変わっていくのかを把握する上で重要だが、事業者がそのようなノウハウを持っている場合があります。市が実施し、市が把握することも悪くはないが、事業者提案からのその部分は外れる形になるので、アンケートの趣旨や位置づけがどういうことなのか気になりました。</p>
<p>委員</p>	<p>利用された方は皆さん同じアンケートをとるのか。例えば3障害で理解度が違うと思いますが、みなさん同じアンケートを使っているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その通りです。</p>
<p>委員</p>	<p>初回を見ていたら少し難しい方もいらっしゃるのではないかなと思うが、今までも回答が返ってきているということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年総数 129 名に対して 59 名の方が回答いただき回答率 45%でした。難しければ CW が手伝い、タブレットで回答することも可能です。</p>
<p>委員</p>	<p>それは初回が 45%で、令和 4 年時も複数回したのか。市で全部回答された方の割合はどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当時、名前を記載いただいておりますが、そこまで情報はとっておりませんが、初回 59 名、中間は 20 名、終了時は 8 名の方に回答いただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>感想として、アンケートをとって、事業内容を実行的にしていくのに重要だと感じたので、実施主体が市なのか事業者なのかという議論はあるが、どちらがやるにしても市と事業者が内容を共有し、今後に生かすことは大事で、それであればできるだけ回答数が欲しい、回収率をあげたい。見た感じ、任意のイ</p>

事務局	<p>メッセージだったが、提出と言っては利用者が負担を感じすぎるのかもしれないが、もう少し積極的に回収をできるだけして、回答が難しい人にはサポートをして提出を促す形がよいのではないのでしょうか。</p> <p>令和4年1月から9月まで実施し、年度では令和3年度から令和4年度となりますが、その際の契約内容にアンケート回収を仕様書に入れていませんでした。そのため、市が被保護者に対してアンケート依頼、回収促しもすべて市が行い、就労支援員が関わっていませんでしたが、今年度の令和5年度委託契約からアンケート回収を含めており、事業者が回収を行うことを令和6年度に先駆けて実施しており、回収率を上げていきたいと考えています。</p>
委員	<p>意志、能力を把握する目的だと思うが、能力部分は自己申告なので、できるという感覚が、おそらく求職者によって違い、レベルも違う。</p> <p>そこで、例えば、支援員やカウンセラーから同じような内容で、専門家からの視点で、変容ぶり、就職準備が支援を受けて整ったということをプラスすれば一番よいと思う。要領上難しいのかもしれないが、ざっくりとこの支援を受けて、時系列で求職者の変容だけを見たいのであればこれでよいが、就職支援メニューの参考にするのであれば、希望者だけの提出で、第三者的に見ているわけではないので、例えば意欲は高いが、逆に就労市場を理解されていない方が楽勝だという感覚で10名もいれば、ものすごい効果があったとなる。そのため、就職支援のメニューに役立つには若干弱いと思います。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、令和4年のアンケートでも、自己肯定感が高いアンケート結果になっていました。就労支援事業に参加したらすぐにでも仕事できると思う、仕事が決まれば継続して仕事ができるというような回答が多かったと見受けられます。中間になりますと頭打ちになってうまくいかないということを体験され、へこんでくる。就職決定された方が就労継続できるかという問いも多少の回復はありますが、そこまで上がらない状況です。単純な右肩上がりとなるアンケート結果にはなっていません。その人たちのできる、できないであったり、気持ちや、自分の評価をもって、こちらのアンケートについては事業</p>

	<p>に役立つことを趣旨として、事業者の成果指標にはアンケート項目は入れない方がいいという理解で実施をすることとしています。</p>
委員	<p>どちらかといえば意志の部分ですよね。やる気があったのか、不採用や希望職種が少ないなどで結果としてはおっしゃるようなことになると思います。</p>
会長	<p>アンケートについては、募集要項では記載がありますか。</p>
事務局	<p>成果水準書の5ページをお願いします。業務内容の部分の⑦でアンケートの配布と回収をお願いしているものです。</p>
会長	<p>これをどう生かしていくかというところで、ご意見でありましたが、意識の状況把握ができればよいというのであればこれでも良いが、行動変容を促していく、事業に組み込んでいくというのであれば事業者とコミュニケーションをとりながらブラッシュアップしていく必要があるので、位置づけをどのようにするのかというところです。</p>
会長	<p>それでは、審議事項は以上で終了ですが、その他にはよろしいでしょうか。 (委員同意)</p> <p>それでは案件4の今後のスケジュールについて事務局お願いします。</p>
事務局	<p>案件4 「今後のスケジュールについて」 ご説明させていただきます。</p> <p>お手元の【資料9】をご覧ください。事前にご確認させていただきました結果、【第3回選定審査会】は9月13日(水)とさせていただきます。時間は13時30分～からでよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、時間は13時30分からいたします。</p>

	<p>内容は、プレゼンテーション及び審査とします。</p> <p>また、【第4回選定審査会】は、9月21日（木）とし、内容は答申としますが、参加事業所の申し込み参加状況に応じて、第3回目に答申となる場合もある事を申し添えておきます。</p> <p>開催のご案内や資料につきましては、改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でスケジュールについての説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>案件以上で終了ですが、何か確認事項や質問等は特によろしいでしょうか。なにか事務局から連絡事項等ありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>冒頭企画提案書については一任ということ報告させていただきましたが、就労準備支援事業でありました内容については修正させていただき、会長、副会長に確認いただきその上で、委員の皆様にお渡しさせていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>アンケートにつきましても意識だけではなく、行動変容につきましては事業者との意欲醸成等含めてブラッシュアップできればと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>これもちまして、第2回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会を閉会いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>